

## 厚生労働省「教育訓練給付制度」とは

---

労働者の主体的な能力開発の取組を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする厚生労働省による支援制度です。当法人の初任者研修は「特定一般教育訓練」に分類され、給付条件を満たす方が、厚生労働大臣の指定する教育講座を受講し、修了した場合、受講料の20%が修了後にハローワークから給付されます。

## 対象

---

以下の1、2のいずれかの条件を受講開始日に満たしている方が対象となります。

1. 雇用保険の被保険者（一般被保険者および高年齢被保険者）で、支給要件期間（※）が3年以上の方（被保険者取得期間に喪失がある場合は、その喪失期間が1年以内であること）。
  2. 雇用保険の被保険者資格喪失（退職日の翌日。平成29年1月1日前に高年齢継続被保険者でなくなり、平成29年1月1日以降に基準日がある場合は、高年齢継続被保険者でなくなった日）から1年以内で、かつ支給要件期間（※）が3年以上の方。  
※支給要件期間とは、同一の事業主の適用事業に引き続いて被保険者等（一般被保険者、高年齢被保険者または短期雇用特例被保険者）として雇用された期間をいいます。
- 初めて教育訓練給付制度を利用される方については、上記1、2とも支給要件期間は1年以上であればご利用いただけます。
  - ご自身が支給対象者となるか不明の場合は、お住まいの地域を管轄する公共職業安定所（ハローワーク）にお問い合わせください。

## 利用方法

---

1. 給付制度を利用したい方は、研修開始の1ヶ月前までにお住まいの地域を管轄するハローワークへ申込みが必要です。
2. ハローワークで手続き後、当研修申込みの電話の際に、教育訓練給付制度利用希望と伝えてください。
3. 講座修了後、「教育訓練給付金支給申請書」および「教育訓練修了証明書」、「受講料領収書」をお送りします。
4. 書類が届いたら研修修了後1ヵ月以内に、所轄する公共職業安定所（ハローワーク）に持参して支給手続きをしてください。
5. 給付金が公共職業安定所（ハローワーク）からご本人の指定口座に振り込まれます。
  - 教育訓練給付制度では、合理的な理由なく標準受講期間を超えて修了した場合、給付が受けられない場合がございますので、ご注意ください。

※教育訓練制度に関する質問等は、お住まいの公共職業安定所（ハローワーク）へお問合せください。厚労省で発行しているパンフレットもご参照ください。